

菊池広域連合火災予防条例の一部改正案についての意見募集（パブリックコメント）

菊池広域連合火災予防条例・火災予防条例施行規則の一部改正案についてのご意見を募集します。

菊池広域連合では、住民の皆様方の安全・安心のため、消防法令違反のある建物について公表する制度の創設を目指し、菊池広域連合火災予防条例及び菊池広域連合火災予防条例施行規則の一部改正を予定しております。つきましては、その改正案について皆様方のご意見を募集いたします。

公表制度の概要

近年、ホテル、グループホーム、病院などの建物において、多くの死傷者を伴う火災が全国的に繰り返し発生しております。このような建物について、利用される方自身が、その危険性に関する情報を手に入れ、建物を利用される際の判断ができるように、重大な消防法令違反が認められる場合、その建物の名称・所在地・違反内容を公表しようとするものです。

改正の内容

【菊池広域連合火災予防条例の改正案】→制度の大きな柱を定めます。

- ① 建物の消防設備の状況が消防法令に違反している場合、その旨を公表できることとします。
- ② 公表しようとする場合、建物の関係者にその旨を通知することとします。
- ③ 公表対象とする建物、違反内容、公表手続きは、火災予防条例施行規則で定めることとします。

【菊池広域連合火災予防条例施行規則の改正案】→上記改正案に基づき具体的な内容を定めます。

- ① 公表対象とする建物については、消防法令上の「特定防火対象物」とします。
※特定防火対象物の例 劇場、映画館、カラオケボックス、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、診療所、認知症対応型グループホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園など一人で避難することが難しい方が利用する火災発生時に人命危険度が高い建物。
- ② 公表対象とする違反内容については、消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」が未設置のものとしてします。
※「屋内消火栓設備」：建物関係者が初期消火に使用する設備。
※「スプリンクラー設備」：火災の煙や熱を感知して自動的に放水して消火する設備。
※「自動火災報知設備」：火災の煙や熱を感知して自動的に建物利用者に火災発生を知らせる設備
- ③ 公表手続きについては、消防機関が立入検査を実施し、公表対象とする違反内容を認め、その事実を通知した後、14日を経過しても、なお、その違反内容が是正されていない場合、菊池広域連合ホームページに掲載し公表するものとします。
- ④ 公表の事項については、公表となる建物の名称・所在地・違反内容とします。

ご意見の提出

【募集期間】

平成30年8月1日（水）から8月31日（金）まで

【募集対象者】

次のいずれかに該当する人となります。

- (1) 本広域連合管内地域（菊池市・合志市・大津町・菊陽町）に住所を有する人
- (2) 本広域連合管内地域に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本広域連合管内地域にある事業所又は事業所に勤務する人
- (4) 本広域連合管内地域にある学校に在学する人
- (5) 前号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められる人

【募集方法】

「意見記入用紙」にご記入の上、次の宛先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる送信、または、持参により提出してください。

なお、電話による意見の受付はできませんのでご了承ください。

別添 [意見記入用紙](#)

【提出先及び改正案閲覧の場所】

菊池広域連合消防本部 予防課

(住所) 〒 869-1102 熊本県菊池郡菊陽町原水7-1 (FAX) 096-232-9333

(電子メール) kfd-yobou@kikuchifire.com

※提出時間及び閲覧時間は土日祝日除く、午前9時から午後5時まで

【その他】

お寄せいただいたご意見につきましては、同じ趣旨のご意見を取りまとめ、当消防本部の考え方を公表する予定です。(提出された方の住所・氏名等の個人情報については公表いたしません。)

なお、ご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

このページについてのお問い合わせ先

電話 096-232-9334 菊池広域連合消防本部予防課